

議案 第三六号

町税条例の一部改正について

別紙の通り、町税条例の一部を改正するものとする

提案の理由 左記の通り

昭和卅四年四月三十日提出

三朝町長 飯出 雅



原案可決

昭和卅四年五月壹日

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎

提案の理由

国民健康保険税の税率の定め方は
 下記の算式によつて決定するもの
 で、この改正案は所得割の課税標
 準所得金額が減少したため税率を若
 干引上げなければ所得割の課税
 総額に到達しない
 但し保険税の課税総額は一世帯平
 均三千百円で改正と同額であつ
 て、この改正によつて保険税が引上
 るものではない

算式(税率の定め方)

1世帯当り2100円 × 世帯数2000 = 課税総額 620万円

課税総額 × 標準割合 $\frac{40}{100}$ = 所得割の課税総額	} 応能負担 $\frac{40}{100}$
。 × 〃 $\frac{10}{100}$ = 資産割の	
。 × 〃 $\frac{50}{100}$ = 人員割の	
。 × 〃 $\frac{50}{100}$ = 世帯割の	} 応益負担 $\frac{50}{100}$

各々の課税総額 ÷ 各々の課税標準 = 各々の税率

町税条例の一部を改正する条例

(昭和三十三年
条例第 号)

町税条例 昭和三十三年条例第十一号 第四百四十六條を次のように改正する

〔税率〕

第四百四十六條 国民健康保険税の税率は、左の通りとする

- 一 所得割 百分の二〇・八
 - 二 資産割 百分の六〇
 - 三 被保険者均等割 被保険者一人について二百二十円
 - 四 世帯別平等割 一世帯について四百六十円
- とあるを

〔税率〕

第四百四十六條 国民健康保険税の税率は、左の通りとする

- 一 所得割 百分の二・二五
 - 二 資産割 百分の六〇
 - 三 被保険者均等割 被保険者一人について二百二十円
 - 四 世帯別平等割 一世帯について四百六十円
- に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十四年度から適用する

昭和三十四年 月 日 公布

三 湖 町 長 坂 出 雅 巳